

《全文》

【文献番号】25586654

発信者情報開示請求事件
東京地方裁判所令和2年(ワ)第6462号
令和2年12月23日民事第37部判決
口頭弁論終結日 令和2年11月25日

判 決

原告 A
同訴訟代理人弁護士 杉本賢太
被告 ソフトバンク株式会社
同代表者代表取締役 B
同訴訟代理人弁護士 金子和弘

主 文

- 1 被告は、原告に対し、別紙投稿記事目録1及び2記載の各投稿記事に係る別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを3分し、その2を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、別紙投稿記事目録記載の投稿記事に係る別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。

第2 事案の概要

本件は、原告が、インターネットの掲示板への投稿により名誉を毀損又は名誉感情を侵害されたとして、経由プロバイダである被告に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）4条1項に基づき、発信者情報の開示を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

（1）当事者について

原告は、AV男優のCのファンであり、Cが主催するオンラインサロンに入会し、Cが出演するイベントに参加する等している（甲11）。原告は、「D」とのハンドルネームでCに関するブログ（以下「本件ブログ」という。）を開設していた（甲8、甲11）。原告は、ツイッターアカウント（以下「本件ツイッターアカウント」という。）を開設し、本件ツイッターアカウントでは、「元D」と記載した上で本件ブログを紹介するとともに、「A」との本名を記載した上で原告のフェイスブックアカウント（以下「本件フェイスブックアカウント」という。）を掲載していた（甲9から甲11）。

被告は、電気通信事業等を営む株式会社である。

（2）投稿等

被告が提供するインターネット接続サービスを経由して、各氏名不詳者は、インターネット掲示板「Pinkチャンネル」（以下「本件ウェブサイト」という。）に別紙投稿記事目録記載の各記事を投稿した（別紙投稿記事目録1記載の記事を、以下「本件投稿記事1」といい、同記事の発信者を「本件発信者1」という。別紙投稿記事目録2記載の記事を、以下「本件投稿記事2」といい、同記事の発信者を「本件発信者2」という。別紙投稿記事目録3記載の記事を、以下「本件投稿記事3」といい、同記事の発信者を「本件発信者3」という。全ての記事を併せて「本件各投稿記事」といい、全ての発信者を併せて「本件各発信者」という。）。本件ウェブサイトは、不特定多数の者が閲覧することができる。

被告は、特定電気通信役務提供者であり、本件各投稿記事の関係においては、法4条1項の開示関係役務提供者にあたる。本件各発信者に関して、〔1〕氏名又は名称、〔2〕住所、〔3〕電子メールアドレスの情報を保有している（被告は、本件各投稿記事の発信にかかる各契約者の情報を保有していると主張しているところ、具体的に契約者が発信者ではない旨の主張をする

ものではなく、一般的に契約者が発信者である蓋然性が高いことを踏まえると、上記各契約者が本件各発信者であると認められる。))。

(3) 本件各投稿について

本件投稿記事1は本件ウェブサイトの「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」のスレッドタイトルのスレッド(以下、PARTの数字にかかわらず、同スレッドを「本件スレッド」という。)に投稿され、本件投稿記事2及び3は「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」とのスレッドタイトルの本件スレッドに投稿されたものである(甲2、甲3)。

2 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 争点1(権利侵害の明白性)について

(原告の主張)

ア 原告は、本件ツイッターアカウントにおいて、「D」とのハンドルネームで本件ブログを開設していたことを掲載するとともに、原告の本件フェイスブックアカウントの情報を掲載していた。

本件各投稿記事が投稿された本件スレッドでは、本件ツイッターアカウントの情報が投稿されるなどし、同スレッドにおいては、原告は、「E」、「F」、「G」及び「H」等と呼称されていた。

そして、本件スレッドを閲覧する一般の閲覧者は、Cのファンであり、本件スレッドを継続的に閲覧している者であるから、原告が「E」、「F」、「G」及び「H」等と呼称されていることを知っている。

以上によると、本件スレッドを閲覧する閲覧者には、本件各投稿記事において「E」と称されているのが原告であることは明らかであった。

イ 本件投稿記事1について

(ア) 名誉毀損について

「Eはまさに 行けない 類の人だねw」「子供放置して東京泊まりはできてもさすがに家族ダメして海外3泊もできないんだろーねw」「平日なのに朝から晩までツイッター貼り付いて仕事中にやってんだろ?」との記載は、原告が家族や仕事を顧みずにネットやイベント参加をしているとの事実を摘示するものであり、原告が社会人として不適格者であるとの印象を抱かせるから、原告の社会的評価を低下させる。

原告が家族や仕事を顧みずにネットやイベント参加をしているとの事実は真実ではない。そして、記載内容は私人に関する内容であり、公共の利害に関する事実とはいえず、原告を誹謗中傷する意思で行われたものといえ、公益目的も認められない。したがって、違法性阻却事由は存在しない。

(イ) 名誉感情侵害について

本件投稿記事1の「Eは まさに 行けない 類の人だね」「こんな人同じ職場にいたら迷惑」「Cへの承認欲求高すぎて粘着が怖いし異常」との表現は社会通念上許される限度を超える侮辱行為であることは明らかであり、原告の名誉感情を侵害する。

ウ 本件投稿記事2について

(ア) 名誉毀損について

本件投稿記事2のうち、「Cが好みそうなネタ探してリプしてふぁぼもらうの大得意のEだからねーいやらしい女」「ちなみにEはヤンキー風の茶髪ロング、最近ハゲかかっているよw」「サロンイベの事、あんな簡単に平謝りで済まされて、全然凹んでもない心の持ち主だからあんなリプどうってことなくスルーだろw」「それとホームページじゃなくてブログね」「ホームペなんて作れないからニワトリの子真似た無料ブログなんだろw」との記載は、原告がCから不当に厚遇されているとの事実を摘示するものであり、一般の注意義務をもった閲覧者をして、原告が迷惑行為を行う者であるとの印象を抱かせるから、原告の社会的評価を低下させるものである。

原告が、Cから不当に厚遇されているとの事実は真実ではない。そして、記載内容は私人に関する内容であり、公共の利害に関する事実とはいえず、原告を誹謗中傷する意思で行われたものといえ、公益目的も認められない。したがって、違法性阻却事由は存在しない。

(イ) 名誉感情侵害について

「Eだからねーいやらしい女」、「Eはヤンキー風の茶髪ロング、最近ハゲかかっているよ」との記載は、「E」と蔑称した上で、女性としての尊厳を傷つける表現であり、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であることは明らかである。

エ 本件投稿記事3について

(ア) 名誉毀損について

本件投稿記事3のうち、「Eは確約させただけでなく証拠動画とってCに送りつける暴走っぷりだったみたいだねw」「承認欲求の塊行為にお礼するからCの希望かんけいなく勝手に交渉がすすむ手柄合戦w」との記載は、原告が問題行動をしているとの事実を摘示するものであり、原告が迷惑行為を行う者であるとの印象を抱かせるから、原告の社会的評価を低下させるものである。

原告が問題行動をしているとの事実は真実ではない。そして、記載内容は私人に関する内容であり、公共の利害に関する事実とはいえず、原告を誹謗中傷する意思で行われたものといえ、公益目的も認められない。したがって、違法性阻却事由は存在しない。

(イ) 名誉感情侵害について

「Eは確約させただけでなく証拠動画としてCに送りつける暴走っぷりだったみたいだねw」

「承認欲求の塊行為にお礼するからCの希望かんけいなく勝手に交渉がすすむ手柄合戦w」との記載は、「E」と蔑称した上で、原告の言動を「承認欲求の塊行為」と呼び、欲求を制御できない人物であるかのように述べており、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であることは明らかである。

(被告の主張)

ア 本件各投稿記事は、本件スレッドに投稿されたものであり、同定性は本件スレッドを閲覧する一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準として判断されるべきところ、一般の閲覧者は本件フェイスブックアカウントや本件ツイッターアカウントを閲覧するとは限らないから、本件スレッドの「E」が原告であると同定することはできない。

イ 本件投稿記事1について

(ア) 名誉毀損について

東京に泊まったという事実の摘示だけでは、原告が家族を顧みないとの事実を摘示するものではなく、「子供放置して」とは、本件発信者1の主観的な意見ないし論評にすぎず、子供を放置したという客観的な事実を摘示するものではない。「ツイッター貼り付いて仕事中にやってんだろ?」とは、「だろ」という推測に、さらに疑問符が付されていることから明らかなおと、同記載は本件発信者1の主観的な推測に過ぎず、仕事中にツイッターをしているとの客観的な事実を摘示するものではない。

本件投稿記事1が真実ではないことを示す客観的な証拠はなく、ブログ、ツイッター、フェイスブックを公表している者に対して事実ないし意見を投稿することは、公共性があり、単なる誹謗中傷ではなく、公益目的も否定されないし、意見ないし感想としての域も逸脱していないから、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情も存在する。

(イ) 名誉感情侵害について

本件投稿記事1のうち、侮辱的な文言は、「迷惑」及び「異常」のみであり、仕事中にツイッターをしていることや、Cへの承認欲求が高いことについて特段の根拠を示していないことからしても、社会通念上許される限度を超える侮辱行為とまではいえない。

ウ 本件投稿記事2について

(ア) 名誉毀損について

本件投稿記事2のうち、「Cが好みそうなネタ探してリブしてふぁぼもらう」等の表現が、原告がCから不当に厚遇されているとの事実を摘示しているとはいえず、一般の閲覧者に対し、原告が迷惑行為を行う者であるとの印象を抱かせるものであるとはいえない。

上記イ(ア)と同様、本件投稿記事2が真実ではないことを示す客観的な証拠はなく、同投稿には公共性及び公益目的もあり、意見ないし感想としての域も逸脱していないから、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在する。

(イ) 名誉感情侵害について

また、本件投稿記事2は、特段の根拠もなく、投稿者の意見ないし感想を述べているに過ぎないから、原告の名誉感情を社会通念上許される限度を超えて侮辱しているとまではいえない。

エ 本件投稿記事3について

(ア) 名誉毀損について

本件投稿記事3の記載は抽象的であり、一般の閲覧者には意味不明な投稿であるから、社会的評価を低下させることにはならない。また、イベント等でCに対して暴走したと読み取れるとしても、熱烈なファンがタレントに対して多少の要求をすることはやむを得ないのであり、原告が問題行動をしていて、迷惑行為を行う者であるとの印象を抱かせるものではない。

上記イ(ア)と同様、本件投稿記事3が真実ではないことを示す客観的な証拠はなく、同投稿には公共性及び公益目的もあり、意見ないし感想としての域も逸脱していないから、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在する。

(イ) 名誉感情侵害について

また、「暴走」及び「勝手に交渉がすすむ手柄合戦」等の記載は、本件発信者3の主観的な評価を意見ないし感想として述べているにすぎず、穏当な表現の範囲に収まっているから、原告が自身自身の人格的評価について有する主観的な評価としての名誉感情が害されるとはいえない。

(2) 争点2(正当理由の有無)について

(原告の主張)

原告は、本件各発信者に対し、本件各投稿記事について不法行為に基づく損害賠償請求を行うために、本件各発信者の氏名又は名称、住所及び電子メールアドレスの開示を受ける必要があり、発信者情報開示を求める正当な理由がある。

(被告の主張)

知らないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1(権利侵害の明白性)について

(1) 同定可能性について

前記前提事実によると、原告は、〔1〕「D」とのハンドルネームで本件ブログを開設していたこと、〔2〕本件ツイッターアカウントでは、「元D」と記載した上で本件ブログを紹介するとともに、「A」との本名を記載した上で本件フェイスブックアカウントを掲載していたことが認められる。

そして、証拠（甲13、甲14）によると、本件スレッドにおいて、遅くとも令和元年7月12日の時点で、何者かにより本件ツイッターアカウントが投稿され、本件スレッド内で、原告のことを「E」、「F」、「J」などと呼称していたことが認められる。

以上の事実によると、本件スレッドの一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準として、本件各投稿記事における「E」が原告を指していると認識することができると認められる。

(2) 本件投稿記事1について

本件投稿記事1では、「平日なのに朝から晩までツイッターに貼り付いて仕事にやっぺんだろ？」等と理由が記載されたうえで、「こんな人同じ職場にいたら迷惑」「Cへの承認欲求高すぎて粘着が怖いし異常」との記載がされている。「こんな人同じ職場にいたら迷惑」「Cへの承認欲求高すぎて粘着が怖いし異常」との記載は、「迷惑」及び「異常」との表現を使って、原告を侮辱しているといえ、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる。

よって、本件投稿記事1によって、原告の名誉感情が侵害されたことは明らかである。

(3) 本件投稿記事2について

「Eだからねーいやらしい女」、「Eはヤンキー風の茶髪ロング、最近ハゲかかっているよ」との記載は、「いやらしい女」、「ハゲかかっているよ」との表現を使って、原告を侮辱しているといえ、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる。

よって、本件投稿記事2によって、原告の名誉感情が侵害されたことは明らかである。

(4) 本件投稿記事3について

ア まず、「Eは確約させただけでなく証拠動画とってCに送りつける」との記載について検討する。同記載は「原告が約束をさせ、その約束について動画を撮影し、Cに送った」との趣旨の事実を示していると解されるが、同事実自体が社会的な非難を浴びる行動であるとまではいえず、同事実を摘示したことによって、原告の社会的評価を低下させるとは認められない。

そして、本件投稿記事3では、本件発信者3は同行為を「暴走」と評価しているが、前記したとおり「原告が約束をさせ、その約束について動画を撮影し、Cに送った」との趣旨の事実が原告の社会的評価を下げるとまではいえない上、その事実を基礎として「暴走」と評価したとしても、同評価により、原告の社会的評価が低下するとまではいえない。

次に、本件投稿記事3が原告の名誉感情を侵害するかについて検討する。「暴走」との文言は、原告の行為を消極的に評価する表現といえるが、明白に侮辱的表現であるとまではいえず、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとは認められない。

イ「承認欲求の塊行為にお礼するからCの希望かんけいなく勝手に交渉がすすむ手柄合戦w」との記載について検討する。

証拠（甲3）によると、〔1〕本件投稿記事3の上記記載は本件スレッドのうち同じPART32のスレッドの〇〇〇番の投稿に対する返信として投稿されたものであること、〔2〕同〇〇〇番の投稿は、同じPART32のスレッドの〇〇〇番の投稿に対する返信であり、同〇〇〇番は主に「K」に関しての投稿であったこと、〔3〕同〇〇〇番の投稿は「K」と原告の行動を同じと述べる等の内容であったことが認められる。

以上を踏まえて検討するに、「承認欲求の塊行為にお礼するから」との記載は、Kか原告のどちらかの行為についてCがお礼をしたことを示しているものと推認できるが、原告に関する記載であるのか明確ではない。加えて、「承認欲求の塊行為」、「お礼」及び「手柄合戦」が具体的にいかなる事実を示しているのが明確ではない。

以上によると、同記載自体がいかなる事実を指しているのか不明確であり、原告の社会的評価を低下させるものとは認められない。

次に、同記載が名誉感情を侵害するかについて検討する。前述したとおり、同記載が原告に関する記載であることが明らかであるとは認められない上、「承認欲求の塊行為」という表現は、「承認欲求が高い」ということを指していると推認されるが、同表現が明白に侮辱的表現であるとまではいえず、同表現が社会通念上許される限度を超えているとまでは認められない。

ウ 以上によると、本件投稿記事3が、原告の名誉を毀損する又は名誉感情を侵害することが明らかであるとは認められない。

2 争点2（正当理由の有無）について

本件投稿記事1及び2について検討する。弁論の全趣旨及び証拠（甲11）によると、原告は、本件発信者1及び2に対して損害賠償請求等の法的措置をとるために被告に対して本件発信者1及び2に関する情報の開示を求めていると認められるところ、損害賠償請求権の行使等のためには、本件発信者1及び2を特定する必要があることは明らかであるから、原告は、被告から本件投稿記事1及び2を行った本件発信者1及び2につき発信者情報の開示を受ける正当な理由があると認められる。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、被告に対し、別紙投稿記事目録記載1及び2の本件投稿記事1及び2に係る本件発信者1及び2の別紙発信者情報目録記載の各情報の開示を求める限度で理由があるから、この限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第37部

裁判官 村田つかさ

(別紙) 発信者情報目録

別紙投稿記事目録記載の投稿日時における各投稿記事に係るIPアドレスの利用者(発信者)に関する次の情報

- 1 氏名又は名称
- 2 住所
- 3 電子メールアドレス

(別紙) 投稿記事目録

LEX DBインターネット

Copyright (C) 1999 TKC Corporation All Rights Reserved.

LEX/DBインターネットに関する知的所有権その他一切の権利は株式会社TKCおよび情報提供者に帰属します。